

令和２年度 第３６回和光市個人情報保護審議会 会議録（書面会議）

- １ 書類発送日 令和３年１月２９日（金）
- ２ 審議期間 令和３年２月１２日（金）まで
- ３ 会議参加者（審議会委員等）

委 員	森山 裕紀子	委 員	齋藤 智文
委 員	竹村 幸子	委 員	宇部 章子
委 員	松永 安正	委 員	伊藤 直良
委 員	木暮 晃治		
事務局	大塚情報推進課長	事務局	橋本課長補佐
事務局	清水主事	説明員	阿部健康保険医療課主幹

４ 議 題

- (１) 個人情報保護審議会会長の選出について
- (２) 令和元年度個人情報取扱事務について
- (３) 国民健康保険法等の規定に基づくオンライン結合（ＫＤＢシステム）を用いた情報提供について（諮問）

５ 協議方法

- ・ 対面の会議に代えて、書面による会議（審議）を実施した。
- ・ 各委員に対し、書面により審議する旨を通知し、各議題に対して「意見書」の提出を依頼した。
- ・ 各委員からの意見等を踏まえ、答申書を作成した。

6 審議記録

(1) 議題1について

議題1の説明は、資料1－6を参照のこと。

全委員の同意により、森山裕紀子氏が会長に選任された。

(2) 議題2について

議題2の説明は、資料1－7を参照のこと。委員からの意見は次のとおりである。

松永委員：資料を参照する限りでは、きめ細かく丁寧に取扱事務は処理されていると思われます。

森山委員：本人以外からの収集、271件の内訳例があると良いと思います。また、一部不開示の不開示理由の記載もあると良いと思います。全部不開示が、不存在案件しかないのは、大変良いことだと思います。

(3) 議題3について

議題3の説明は、資料1－11を参照のこと。委員からの意見、質疑応答は次のとおりである。

竹村委員：県のセキュリティ対策については以前県が委託した事業者が系列会社に委託—系列会社が更に孫請けにとその間に情報漏れや入力ミスがあった事を発覚した事がありました。市としては情報提供後の県の個人情報の扱い、具体的なセキュリティ対策については、市も県に対してのチェック体制が十分に注意を取りはからっているか確認して欲しいと思います。

また、この国会予算委員会でも。オンライン化の委託事業者のセキュリティ管理が不十分で事業者に対する管理体制が問われていました。新型コロナ

ナ感染症のこの一年でも市の市民への情報提供の手段がインターネット SNS、LINE、Twitter で発信されています。個人情報保護法ができてから、ご近所のコミュニケーションも難しくなっていることを身にしみて感じます。地域包括ケア互助による危機管理コミュニケーション形成、住みやすいまちづくりは今後更に難しい（これは私見です）。

質問ですが、市においても県が委託事業者に対して定期的にチェックしているかを問いただす事はできないでしょうか？

事務局：市の医療給付、保健事業等国保事務の電算処理については、市と埼玉県国民健康保健団体連合会（埼玉県国保連合会）との間の契約により行われ、その仕組みとして KDB システムが構築、利用されており、既に全ての県内市町村の対象情報が KDB システム内で同様に管理されています。そのため、市（健康保険医療課）に対し、答申内で「埼玉県国保連合会に対し、県内全般の安全管理の実施状況等について全市町村向けの年次報告等の内に KDB システム運用（受託）事業者の監督・確認状況を含めるよう要請し、委託事業者が適切な運用を行っていることを把握すること」などの意見を付すことは可能と考えます。

宇部委員：一般に流出は無いと思いますが、県でのコロナ感染者リストに氏名が載りしばらく気づかずに流出されていた件が公表謝罪されておりましたが、不安で信頼が無くなりました。何重ものチェック体制が取られていたと思いますが再度の確認と万が一流出された時の早い対応が出来ます様望みます。

松永委員：システムの構成について、市と県との間は保護されたネットワークと専用

の部屋の専用端末で保護されているようですが、そこからデータを利用する各部署へは専用の USB メモリで各部署の端末へ転送し作業をすることになるので KDB システムから入手したデータはその端末か接続されるサーバーに保管されることになります。そこから先のデータ保護は従来のシステムで対処、となりますので、専用端末、専用 USB メモリというのはあまり意味がないように思われますし、手間と時間がかかりせっかくのオンラインの効率を下げてしまうように思われます。(データ更新のタイミングとデータ参照・利用のタイミングのずれ：細かいことですが) オンラインで随時データを参照できるようになると、県の方で古いデータを使って業務処理をされてしまう可能性があるのでは運用上の注意が必要になると思われる。

質問ですが、議題 2 (資料 1-4 下から 7 行目) 保護者から同意を得ているならば、保護者から直接必要な情報を提供してもらえそうに思いますが、市役所を通してデータ収集したのはどういう訳なのでしょう？

また、システムの構成について、専用のサーバーを置くなどして、アクセスコントロールをしっかりとるような方策は難しいのでしょうか？

データを取り扱う人の管理ですが、これは KDB システムというわけではありませんが、情報保全に関して確認です。取扱者の適格性の判断基準の制定や配置指定にあたって調査などはされているのでしょうか？

事務局 : 議題 2 の質問ですが、提供先が必要とする情報を市が保有しているため保護者の同意を得て情報提供しています。

システムの構成については、現時点で、本件において別に専用サーバを用意しての情報提供方法は検討されておられません。これは、専用サーバを設置する場合、KDB システムと同等のセキュリティ対策を施した全県的な情報管理システム及びネットワークを別途構築する必要があり、二重投資を要することとなること、また、各市町村は KDB システムとこの専用システムの双方に対象情報を登録する必要があるなど、重複作業等事務負担が生じるため、国保法における本来の目的のために情報を保有・処理するための KDB システムを活用する手法が安全性及び公益性を考慮すると最適であると評価されて、選択されたものと考えます。

また、データを取り扱う人の管理については、本件事務のために特段のルール作りを行っているか確認はしていませんが、県においては、埼玉県個人情報保護条例等の個人情報の取扱いに係るルールに基づき、適切に運用が行われるものと考えております。一方で、ご指摘の情報保全の観点も重要であり、県職員における個人情報の取扱いに係る適切な運用管理について、答申書に記載する意見の中で付言させていただく予定です。

伊藤委員：法令等に定めがあり、また個人情報の保護に関しオンライン結合（KDB システム）において必要な措置が取られていることから妥当と考えます。なお、前回（第 35 回）の『国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について』の諮問に対する意見と同様に、運用後は埼玉県で KDB システムによる個人情報の取り扱いが適切に行われているか、また、十分な個人情報の保護措

置を講じているかを適宜確認する必要があると考えます。

質問ですが、議題3について、(1)前回（第35回令和元年8月）で『国民健康保険法第75条の3の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について』の諮問がありましたが、この時の”オンライン結合”と今回のKDBシステムとは違うものですか？KDBシステムに吸収(?)されるのではない場合は前回（現行?）のオンライン結合とKDBシステムが並行運用されるのでしょうか？

(2)第82条第12項は新設とのことですが、国民健康保険法第75条の3を補完するものでしょうか？

事務局：(1)KDBシステムを媒体にオンライン結合を行います。今回も前回と同様にKDBシステムを用いてオンライン結合する点は共通しています。今般は前回とは異なる目的での個人情報の提供に伴い、資料1-11の3ページ中段にあるとおり、埼玉県と当市の情報提供の方法について、オンライン結合によりKDBシステムを用いて行うことの妥当性について、ご意見を伺うものです。

(2)国民健康保険法の75条3項と82条12項は制定目的が異なりますので、双方は補完関係にあるものではありません。まず、75条3～6項の規定についての目的は、都道府県が市町村の保険給付について給付点検調査することにより、保険給付の適正化を図ることです。また提供する情報は、①診療報酬明細書、②調剤報酬明細書、③訪問看護療養費明細書です。次に82条12項の目的は、都道府県が市町村の保健事業を支援する

ことにより、保健事業の運営の健全化を図ることです。また、提供したい情報は、①診療報酬明細書、②調剤報酬明細書、③訪問看護療養費明細書、④特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の写しに関する情報です。

木暮委員：危険性対策についての付言として、諮問書(6)結合先での保護措置であるが、担当職員の人事管理(例えば勤務年数)も今後検討されたい。アンダーグラウンドの名簿販売事業者の存在、それがオレオレ詐欺の犯罪につながる可能性があることを申し述べたい。(消費者庁一名簿販売事業者における個人情報提供等に関する実態調査から)

森山委員：公益性があるか、先方のセキュリティが万全かという問題かと思います。

スライド6頁に埼玉の対応がありますが、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置という側面から考えると、物理的・技術的安全管理の記載がありますが、人的安全管理措置(教育制度)、そして組織的安全管理(内規の存在等)の記載がありません。この点も、一応確認して、進めていただければと思います。

各委員からの意見等は以上となり、これらの意見を踏まえて、森山会長と事務局で答申案を調整した。その案を各委員にフィードバックして再度ご意見をお聞きし、答申書を確定した。

令和3年3月12日付けで、国民健康保険法等の規定に基づくオンライン結合(KDBシステム)を用いた方法による情報提供について和光市長あて答申した。

7 会議資料

- ・ (資料Ⅰ－Ⅰ) 令和元年度個人情報保護制度実施状況
- ・ (資料Ⅰ－Ⅱ) 令和元年度個人情報に係る請求受付処理簿
- ・ (資料Ⅰ－Ⅲ) 令和元年度個人情報取扱事務登録目録
- ・ (資料Ⅰ－Ⅳ) 令和元年度個人情報目的外利用・外部提供登録目録
- ・ (資料Ⅰ－Ⅴ) 個人情報取扱事務登録状況一覧表
- ・ (資料Ⅰ－Ⅵ) 個人情報保護審議会会長の選出
- ・ (資料Ⅰ－Ⅶ) 令和元年度個人情報取扱事務についての説明文
- ・ (資料Ⅰ－Ⅷ) 諮問書
- ・ (資料Ⅰ－Ⅸ) オンライン結合による情報提供に係る和光市個人情報保護条例第Ⅰ
2条に基づく諮問について
- ・ (資料Ⅰ－Ⅹ) 国民健康保険法等の規定に基づくKDBシステム(国保データベース)を用いた情報提供について
- ・ (資料Ⅰ－Ⅺ)(諮問事項)国民健康保険法等の規定に基づくKDBシステム(国
保データベース)を用いた情報提供についての説明文
- ・ 意見書